

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由（※）によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

※ 災害の直接的な被害による事業活動の縮小は「経済上の理由」に該当せず助成対象となりません。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（＊）増加していないこと。
＊大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること（＊）。

*新型コロナウイルス感染症の影響にもなう特例による雇用調整助成金（コロナ特例）の支給を受けたことがある場合は、当該特例に係る対象期間内の最後の判定基礎期間末日（助成金が支給されたものに限る。）の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり8,490円が上限です。（令和5年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

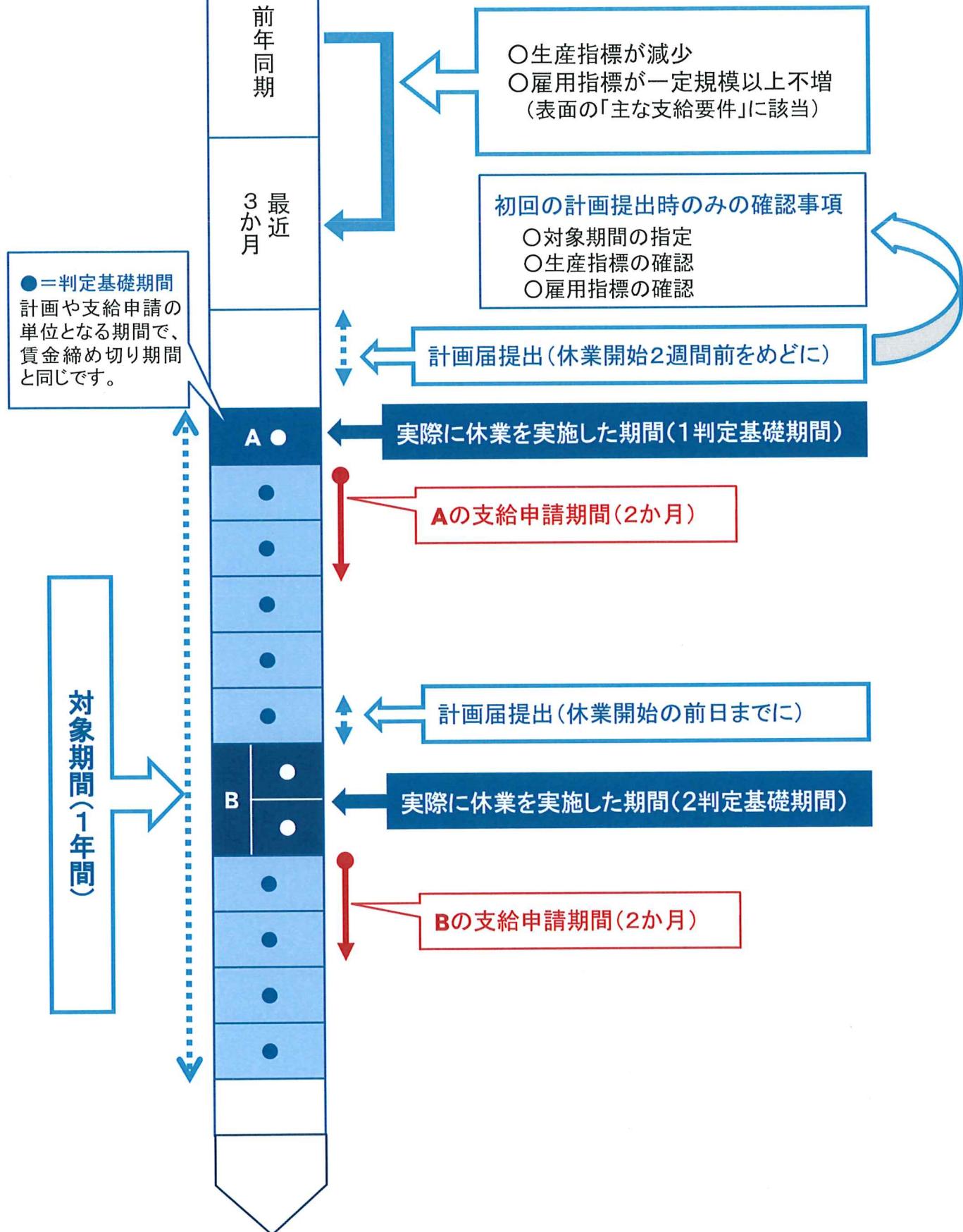
※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL051016企01

助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

事業承継・引継ぎ支援センター

※中小企業庁所管「産業競争力強化法」に基づく事業です。

(第12回)

事業承継支援個別相談会

経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ（M&A）によって経営資源を次世代に引き継ぐことは喫緊の課題です。

事業を後継者につかせることになったが、どのような手続きをすればよいか？

個人事業主だが後継者がいない。何かよい方法は？

事業を他の事業者に譲渡したいが、どのように進めていけばよいか？

などなど、様々なお悩みをご相談ください。
できることから始めましょう！
「相談無料」「秘密厳守」です。

相談会場

長浜市商工会

長浜市湖北町速水2745



相談日時

令和6年3月19日（火）

- ① 10:00~11:30
- ② 11:30~13:00
- ③ 13:30~15:00
- ④ 15:00~16:30

対象者等

中小企業・
小規模事業者等の方



センタースタッフ



中川 学

主催

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業庁、近畿経済産業局事業）

事業承継支援個別相談会

秘密
厳守

相談
無料

令和5年度 第12回個別相談会

開催日	個別相談会場	場所	電話番号
3/19(火)	長浜市商工会	滋賀県長浜市湖北町速水2745	0749-78-2121

個別相談会は、4コマです。

(10:00~11:30, 11:30~13:00)

(13:30~15:00, 15:00~16:30)

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター
〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21(9階)
E-mail : info@shiga-hikitsugi.jp

申込先



TEL : 077-511-1505

FAX : 077-526-5860

又は、

長浜市商工会
〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水2745

TEL : 0749-78-2121

FAX : 0749-78-1300

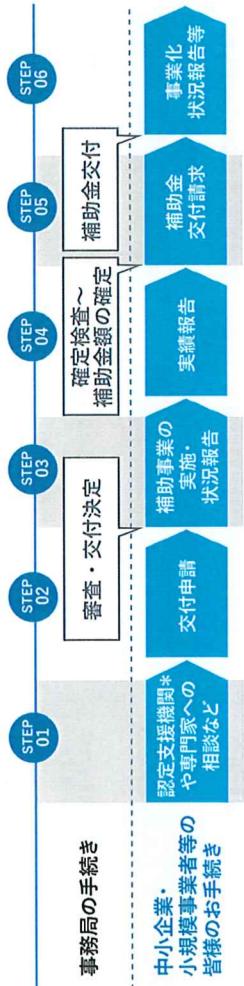
第12回事業承継支援個別相談会申込書

相談希望日 (場所)	令和6年3月19日(火) ご希望時間〔　:～:　〕 場所:長浜市商工会 ※ファックスまたはメール受領後、相談時間の連絡を入れさせていただきます。		
事業所名			
所在地			
代表者名			
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 観光・運輸業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他		
連絡先	TEL:	E-mail :	
状況	<input type="checkbox"/> 親族内承継 <input type="checkbox"/> 従業員承継 <input type="checkbox"/> 会社・事業の譲渡 <input type="checkbox"/> 会社・事業の譲受 <input type="checkbox"/> その他		
ご相談内容について			

個人情報の利用目的のご案内

個人情報は、以下の目的で使用し管理します。また、個人情報を予めご本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。
・各種相談やお問い合わせに関する対応など
・セミナーなどに関する情報のご案内
・実施する各種調査の公表（公表する際には特定できないように配慮します。）

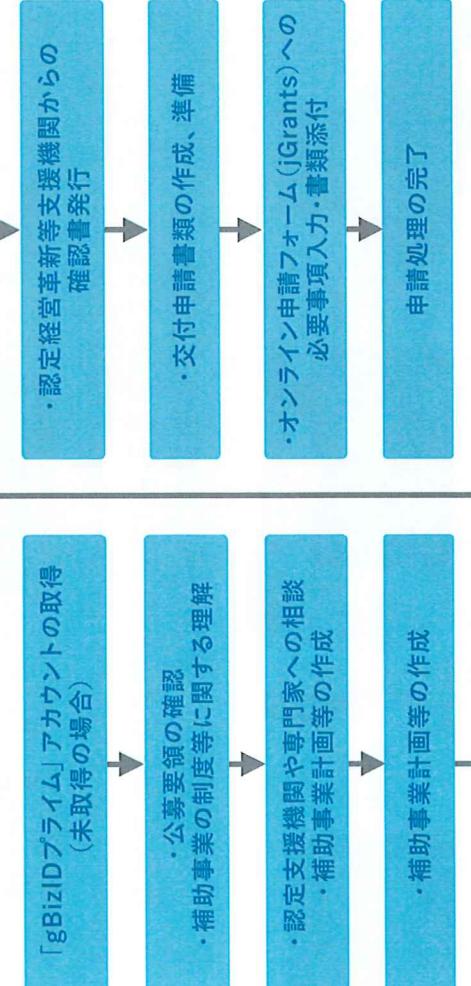
補助金交付までの流れ



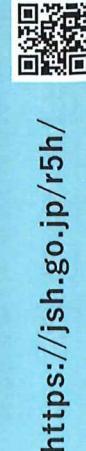
8次公募申請スケジュール



交付申請の流れ



事業承継・引継ぎ補助金サイト
<https://jsh.go.jp/r5h/>



お問い合わせ窓口
TEL: 050-3000-3550 (窓口担当者)
TEL: 050-3000-3551 (専門相談係、開業・再チャレンジ係)
※電話受付時間 [10:00～12:00, 13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)]

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・ 引継ぎ補助金

8次公募のご案内

公募要領公開	交付申請受付期間	Webサイト
2024年1月9日(火)～ 2024年2月16日(金) 17:00	2024年1月9日(火)～ 2024年2月16日(金) 17:00	https://jsh.go.jp/r5h/



事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継・事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

事業承継・引継ぎ補助金事務局

事業承継・
引継ぎ補助金



経営革新枠とはどんな枠ですか？

経営革新枠とは、事業承継やM&Aを契機として経営や事業を引き継いだ(または引き継ぐ予定である)中小企業者が、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等を行う際の費用の一部を補助することで、中小企業者の生産性を向上させることを目的とした枠です。



ポイント①：一定期間内に事業承継やM&Aによる(予定を含む)ことが条件です

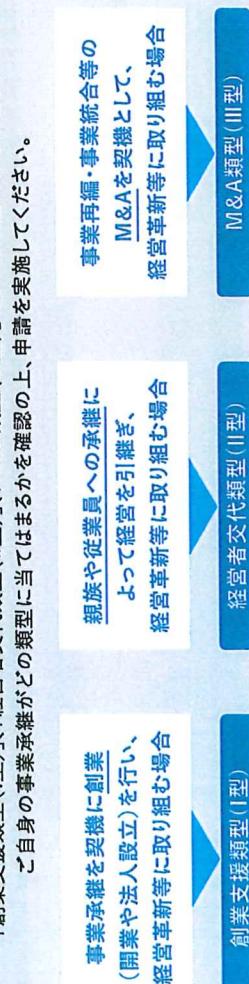
経営資源を引き継いでいる事業承継・M&Aは、以下の事業承継対象期間内に実施している必要があります。



ポイント②：承継の手段(種類)によって、3つの支援類型が存在します

経営革新枠では、事業承継の手段(種類)によって、「創業支援類型(I型)」、「経営者交代類型(II型)」、「M&A類型(III型)」の3つの類型にわかれます。

ご自身の事業承継がどの類型に当たるかを確認の上、申請を実施してください。



- ・経営承継対象期間内に開業または法人設立を行い事業を承継することができる条件
- ・異なる人分けや物品等の売買は事業承継対象外
- ・同一法人内の代表者交代に限り、「一定要件を満たす場合は「未来の承継」も補助対象

ポイント③：事業承継後に、経営革新等に取り組むことが条件です

経営革新枠では、事業承継やM&Aを通じて被承継者から譲り受けた経営資源を活用して、経営革新に取り組んでいくことが補助の条件となります。さらに、その取り組みが「デジタル化」「グリーン化」「事業再構築」のいずれかに資するものである必要があります。

さらに、以下のいずれかを伴う事業であることが必要です



補助対象となる経費の区分

店舗等借入費	設備費	謝金	外注費
産業財産権等関連経費	原材料費	旅費	委託費
マーケティング調査費	会場借料費	広報費	

補助率・補助上限額

条件	償上げ	補助上限額	補助率
①小規模企業者 ②営業利益率低下 ③赤字 ④再生事業者等 のいずれかに該当	実施	800万円	1/2以内
上記①～④該当なし	実施	800万円	2/3以内
上記①～④該当なし	実施せず	600万円	～600万円相当部分
		600万円	1/2以内

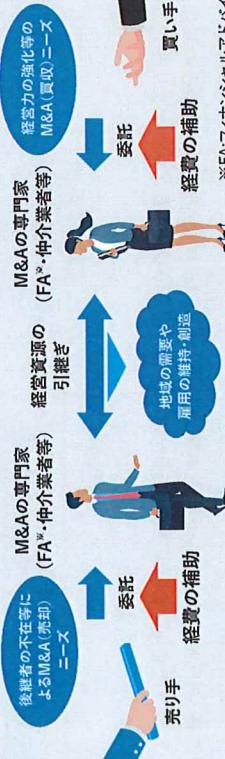
※詳細は公募要領をご確認ください。

Point 一定の条件に該当する場合、補助額600万円以内部分の補助率が、2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

Point 補助事業期間に一定額以上の賃上げを実施する場合、補助上限額が600万円以内から800万円以内へと引き上げられます

専門家活用枠とはどんな枠ですか？

中小企業者が、経営資源の引継ぎに際して活用する専門家の費用等の一部を補助することによって、地域の需要や雇用の維持・創造等を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠です。



ポイント①：補助事業期間内に経営資源の引継ぎ（M&A）が着手もしくは実施されることが条件です

補助事業期間内に、事業再編・事業統合に関する相手方との「基本合意書」又は「最終契約書」が締結されることが必要です。また、本補助金における「経営資源引継ぎの実現」とは、補助事業期間内のクロージング完了を指します。

2024年9月16日 交付決定日

2つの支援類型が存在します

「売り手支援類型」(I型)の2つの類型にわかれます。

Point

売り手支援類型における
競合市場における

充利手支授類型(II型)において、
株式譲渡によって経営資源の引
継ぎを行う場合、支配株主や株主
代表が交付申請を行う補助対象
となる会員を負担する場合は、対
応する会員と株主との共同申請を実
施してください。また、株主の真向
に立つべき姿として、株主の意見を
聞きませんのでご注意ください。

ポイント③：経営資源引継ぎにおけるFA※・仲介業務は「M&A支援機関登録制度」に登録された専門家への委託のみが補助対象となります

中小企業庁は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、「M&A支援機関に係る登録制度」を令和3年8月に創設しました。専門家活用枠でFA・仲介業者への委託費が補助されるためには、本制度に登録した専門家を活用することが条件となります。

Point

委託費のうち、「M&A支援機関」への支払のみが補助対象となる費用

- ・着手金
- ・マーケティング費用
- ・リテナー費用
- ・基本合意時報酬
- ・成功報酬
- ・価値算定費用
- ・デューデリジェンス費用^(※)(ブレPIMI費用を含む)

M&A支援機関登録制度とは？？

中小企業庁によって創設された、中小企業に向けたM&A支援業務を行う事業者の登録制度です。

■ M&A支援機関の種類(例)

- ・M&A専門業者(仲介、ファイナンシャルアドバイザー)
- ・金融機関(都市銀行、地方銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社など)
- ・商工団体(商工会・商工会議所)
- ・士業専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など)

補助対象となる経費の区分

委託費*	謝金	システム利用料	廈業費(併用申請時)
*FA・仲介業務に係る委託費 用は、M&A登録専門家への 支払いのみ補助対象	旅費	保険料	廈業支援費、在庫廃棄費、 解体費、原状回復費、リース の解約料、移転・移設費用
		外注費	

補助率・補助上限額

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額(廃業費)
買い手支援類型	2/3以内		50万円	600万円以内
売り手支援類型	1/2又は 2/3以内			+150万円以内

第三回

Point
から3分の2以内に引き上げられます

補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合(補助対象事業においてクローシングしなかった場合)、補助上限額は300万円以内となります

10

廃業・再チャレンジ枠とはどんな枠ですか？

廃業・再チャレンジ枠とは、M&Aによって事業を譲り渡せなかつた中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たな再チャレンジ枠をするために、既存事業を廃業する場合にかかる経費の一部を補助する枠です。



ポイント①：単独申請の場合と、併用申請の場合とで要件が異なります

廃業・再チャレンジ枠では、当件のみで申請を行う「再チャレンジ申請（単独申請）」と、廃業・再チャレンジ枠や専門家活用枠と併せて申請を行う「併用申請」の場合で要件が異なります。

Point

再チャレンジ申請（単独申請）	併用申請
事業承継に伴う廃業や、事業の譲り渡し／譲り受けに伴う廃業	M&Aで事業を譲り渡せなかつた事業者による廃業・再チャレンジ

- ・M&Aで事業を譲り渡せなかつた事業者による廃業・再チャレンジ
- ・併用申請の場合は、「經營革新枠・専門家活用枠(買い手支援類型)、専門家活用枠(売り手支援類型)」とのいずれかとの申請になります。
- ・併用申請の場合は、事業承継やM&Aによる事業の再編・統合に伴う一部廃業も対象となります。

ポイント③：【再チャレンジ申請の場合】補助事業期間内に既存法人（事業）の廃業を完了した上で、再チャレンジをすることが条件です

再チャレンジ申請の場合、補助事業期間中に廃業を完了する必要があります。
尚、この場合の廃業は事業の一部を廃業するのではなく、会社全体の廃業が必要となります。

交付決定日 2024年9月16日



Point

・期間内に廃業が完了しない場合は補助対象外となりますのでご注意ください
・併用申請の場合は、この限りではありません（一部廃業も対象となります）

補助対象となる経費の区分

廃業支援費	廃業・清算に関する専門家活用費用及び従業員の人件費
在庫廃棄費	既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費
解体費	既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費
原状回復費	借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用
リースの解約費	リースの解約に伴う解約金・違約金
移転・移設費用	効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費

ポイント②：【再チャレンジ申請の場合】一定期間内にM&A（事業の譲り渡し）に着手していることが条件です

廃業・再チャレンジ枠に単独で申請する場合、2020年以降～交付申請期日の間に、売り手としてM&Aに着手し、6か月以上取り組んでいることが条件となります。

申請の種類	補助率	補助下限額	補助上限額
再チャレンジ申請	2/3以内	50万円	150万円以内
併用申請	1/2又は2/3以内		

※詳細は公募要領をご確認ください

Point 併用申請の場合、廃業費の補助率は事業費の補助率に従います

2020年1月1日	6か月間以上	M&Aの取り組み	・M&Aのいすれかに該当する必要があります（申請者自身でM&Aに着手した場合などは対象外となります） ・併用申請時は、本条件は適用されません
-----------	--------	----------	---

- ・事業承継・引継ぎ支援センターへの相談依頼
- ・M&A支援機関との包括契約（若手を含む契約）
- ・M&Aマッチングサイトへの登録

滋賀県内の中小企業経営者のみなさまへ

その経営課題 解決します



専門人材の採用・副業人材の活用をお手伝い

生産性向上

- ・課題抽出と平準化への移行
- ・作業を効率化して社員の残業を減らしたい
- ・製造プロセスのIT化を進めたい

販路拡大

- ・海外進出をしたい
- ・商品をWebでも販売できるようにしたい
- ・BtoBからBtoCへ

経営管理

- ・DX、デジタル化を進めたい
- ・人事制度を再構築したい
- ・スタートアップ企業への人材提案等

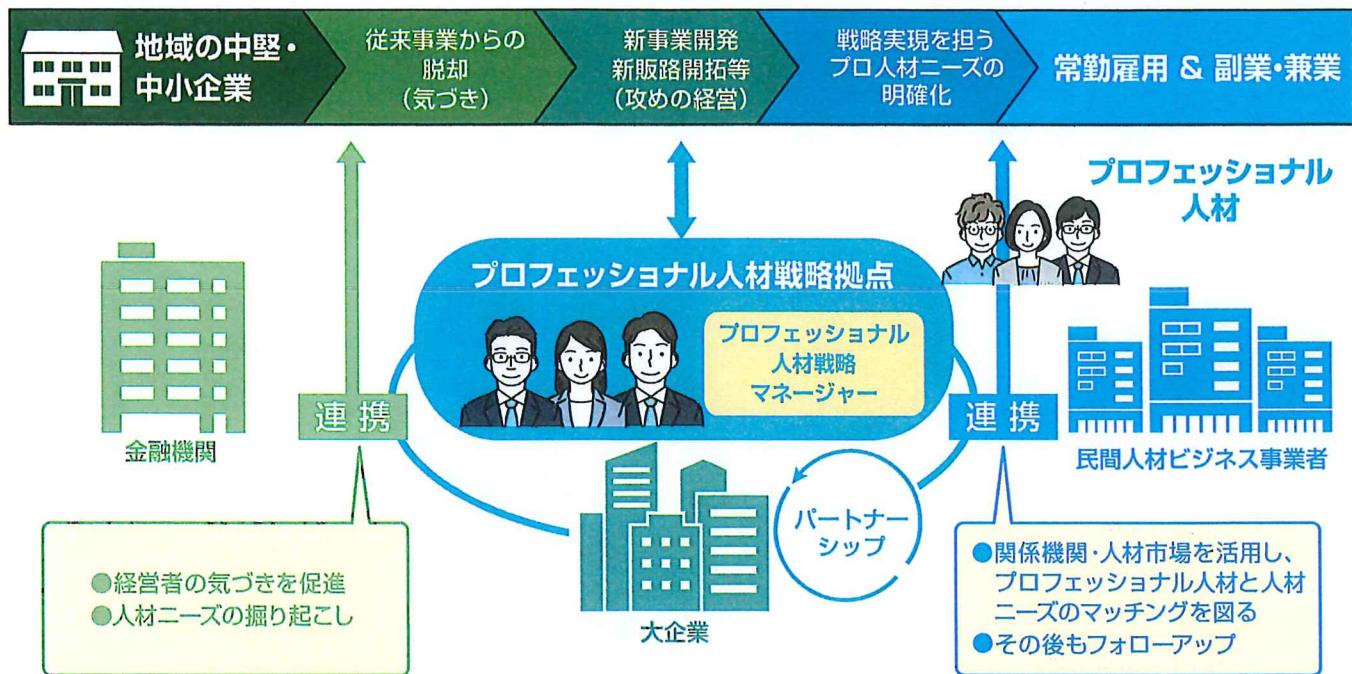
事業分野拡張

- ・新商品を開発したい
- ・社長の相談相手が欲しい



プロフェッショナル人材事業のスキーム

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点は、県内企業の皆様の「経営戦略の実現」「経営課題の解決」そして「持続的成長」を目的として、経営の4要素（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、「ヒト（プロ人材）」のご紹介を通じて、企業の「攻めの経営」への転換を促進しています。



プロフェッショナル人材事業紹介映像

<https://www.youtube.com/watch?v=KanUYADL5ps>



民間人材ビジネス事業者等を介した人材マッチング

地域企業の「攻めの経営」への転身を後押ししてくれる人材（＝プロ人材）を、民間人材ビジネス事業者等を介してマッチングします。なお、常勤では雇用が難しい高いスキルを持った副業・兼業人材の活用も可能です。



[プロフェッショナル人材獲得までの流れ]

- 1 プロ拠点の担当者が企業経営者との対話を通じて、経営課題や求人ニーズを明確化
- 2 プロ拠点経由で、民間人材ビジネス事業者等に求人ニーズを通知
- 3 民間人材ビジネス事業者等から、企業に対して、プロ人材の候補者を紹介
- 4 企業が、候補者の中から、プロ人材を選考
- 5 経営課題に資するプロ人材を獲得

副業・兼業人材とは

副業・兼業人材は、大企業等で本業を持ちながら、業務委託契約を結ぶ等して、貴社の仕事に従事し、経営課題を企業人材と一緒に解決します。

副業・兼業人材を活用する際のメリット

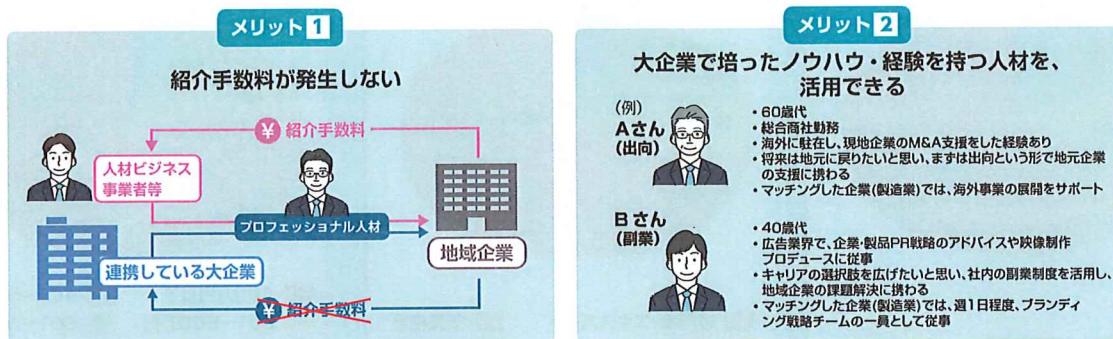
メリット1	メリット2	メリット3
必要な業務を、必要な時だけお願いできる 半年で、新人研修マニュアルを作ります！ 3ヶ月で、プランディング戦略を考えます！	常勤で人を雇うより費用を抑えられる (例) 常勤 25万円/月 (期限なし) 副業・兼業 8万円/月～	業務委託契約の場合契約の見直し(契約解除)ができる 予定より早くプロジェクトが終わって あまり相性が合わなかった

都市部大企業による人材交流

都市部大企業に在籍する人材が、出向・研修、あるいは、副業・兼業の形で、貴社の仕事に従事し、経営課題解決等の手助けをしてくれます。このスキームを活用する場合は、民間人材ビジネス事業者が介在しないため、紹介手数料は一切発生しません。なお、当該人材に充てられる人件費や、交通費等の諸経費は、送出元の大企業と協議の上、決定することになります。



都市部大企業による人材交流を行う際のメリット



連携している都市部大企業については、以下 URL 内にある「パートナーシップ企業」をご参照ください

<https://www.pro-jinrai.go.jp/about/scheme.html#scheme02>



人材の定着に向けて

地域に新たな質の高い雇用を生み出し「ひと」と「しごと」の好循環を創出していくには、各地域を支える企業でプロフェッショナル人材が定着し活躍することが重要です。

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点では、平成 27 年 12 月の設立以来令和 4 年 3 月末までに 742 名の人材を県内企業様へご紹介しており、その方々の定着状況を調査しました。

【定着率】

83.5%

【定着のポイント】

- 採用人材には 1 年間相談員（指導員）をつける。
- 大きな期待や成果を最初から望まない。社員の定着は会社次第の意識を持つ。
- 既存社員と早期に信頼関係を築けるようにミーティングなどの機会を設けアドバイスする（採用後現場任せにしない）。
- 既存社員とのコミュニケーションに問題はないか。
- 仕事内容と本人の希望、スキルと合致しているか。
- 会社のビジョンや将来像が社員に示せているか（社員のヤル気を引き出す）。

【人材の定着状況】

	人 数	割 合
在籍者数	425名	83.5%
退職者数	84名	16.5%
合計	509名	

令和 4 年 3 月末マッチング者数 742 名のうち 509 名について調査
(5 名以上のマッチング企業 42 社を中心に調査)

【離職原因】

- 人間関係がうまくいかなかった。
- コミュニケーション不足（中途採用者に対する上司からの声掛け不足等）
- 業務内容のミスマッチ（人材の能力不足、仕事の単調さに嫌気、思っていた仕事ではなかった等）
- 将来に不安（活躍できるイメージ浮かばず、ジョブローテーション等もなし）
- 待遇面の不満（仕事と責任が集中してしまったこと等）

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点 CM のご紹介

<https://www.youtube.com/watch?v=w9mxq8rb-BY>
<https://www.youtube.com/watch?v=MlpKmkeEuy0>



滋賀県の人材マッチング内訳

取組件数・成約件数

平成27年12月～令和5年3月までの累計は

相談件数 ▶ 4,175件 (1,086件)

成約件数 ▶ 1,030件 (288件)

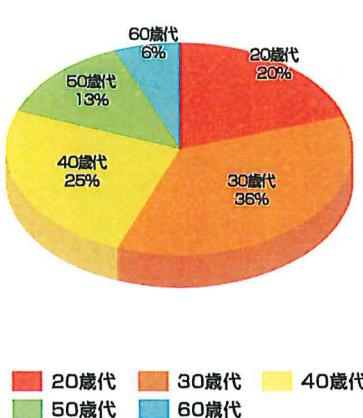
内・副業・兼業 ▶ 46件(25件)

人材会社宛取次件数 ▶ 1,642件 (405件)

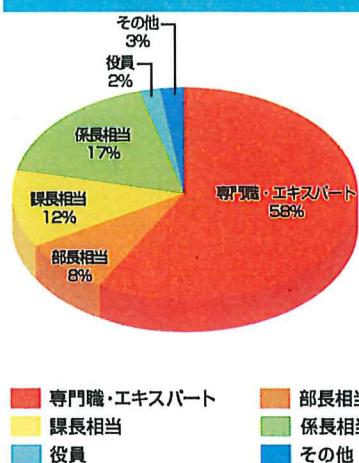
訪問件数 ▶ 2,444件 (316件)

()内の数字は令和4年度実績

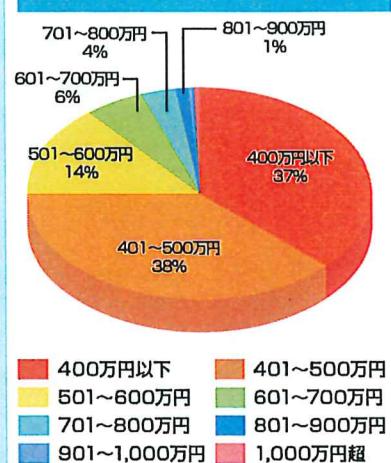
成約事例の年代別



成約事例の採用ポスト



成約事例の年収内訳



滋賀県プロフェッショナル 人材戦略拠点メンバー紹介

マネージャー

黒川 幹生



マネージャー

黒川 幹生

金融機関と郵便局長経験に加え、7年間のプロ人材事業の経験を活かしながら滋賀県の企業成長・地域発展に貢献します。

サブマネージャー

吉田 正彦

県内メーカーに在籍、現場での対話の中で得た経験をもとに人材の獲得を支援します。



サブマネージャー

川副 郷一郎

金融機関と経営コンサルティングの経験を活かし、プロ人材の活用による企業の発展に貢献します。
(中小企業診断士)



サブマネージャー

植西 唯公

企業の皆様との対話から課題を共に考え、人材面からのサポートにより企業の活性化と地域を元気にすることを目指しています。



サブマネージャー

幸堀 博治

メーカーでの勤務と実際の企業経営の経験を活かし経営要素の「ヒト」の面で企業視点で皆様の持続的成長のお役に立てればと思います。



サブマネージャー

藤井 一男

訪問を通じて事業者の話を聴き、人材面での経営課題を関係機関と連携して解決するお手伝いをいたします。



サブマネージャー

田辺 俊郎

メーカーでの勤務経験と傾聴の姿勢で人材マッチングに全力で取り組み、企業の経営に貢献したいと思います。
(中小企業診断士)



アシスタント

大野 美佳

常に笑顔を忘れず、誠実で丁寧な対応を心がけています。サポートスタッフとして皆様のお役に立てるように頑張ります。



アシスタント

久家 伸丹

皆様を陰で支えるサポートスタッフとしてお役立ちが出来るよう頑張りますので宜しくお願い申し上げます。



公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ 滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階

【TEL】077-511-1419 【FAX】077-511-1429

【開所時間】9:00～12:00 13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

【E-mail】s-pro@shigaplaza.or.jp

お問い合わせ



私たちが持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

滋賀県委託事業



内閣府事業

プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト <https://www.pro-jinzai.go.jp/>

小規模事業者持続化補助金<一般型>第15回のご案内

商工会の助言等を受けて、経営計画を策定して、販路開拓に取り組むことで

通常枠は上限50万円、特別枠は上限200万円、インボイス特例適用の場合は、更に50万円上乗せの補助が受けられます！

(最大補助金額250万円 補助率：2/3、特別枠の一部については3/4)

※特別枠及びインボイス特例適用の要件等については、裏面及び公募要領をご確認ください。

取組例

機械を導入

新商品の開発、生産をするための機械や設備を導入



広告宣伝

新たにテイクアウトを開始したことをPRするチラシの作成と配布



パッケージ変更

デザインを一新して、ブランド力向上し、顧客獲得を図る



店舗改装

座敷を個室化して、少人数客を取り込むために店舗改装



申請方法

原則電子申請（書面郵送での申請も可）

※電子申請は事前にGビズIDアカウントが必要です。
(プライム・メンバー)

受付締切

第15回：令和6年3月14日（木）（変更の可能性あり）

※申請には商工会の発行する支援計画書が必要です。原則、締切日の1週間前までに商工会に申請書類を持参し、発行の手続きをしてください。

※郵送の場合は、**当日消印有効**

公募要領等 滋賀県商工会連合会 検索

お問い合わせ先

長浜市商工会 ☎ 0749-78-2121

《対象事業》

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、販路開拓等の取組

新市場開拓や顧客獲得の為の商品開発・デザイン改変、チラシ作成、商談会参加、店舗改装等

《応募できる方》

商工会地区で事業を営む小規模事業者等

※小規模事業者とは、以下の表に該当する事業所（詳細は公募要領）

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

令和2年度以降の持続化補助金＜一般型＞＜コロナ特別対応型＞＜低感染リスク型＞の補助事業者は、各補助事業の1年後の報告書の提出が再申請可能の要件となっております。詳しくは公募要領をご確認下さい。

《対象経費》

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

《申請類型一覧及びインボイス特例》

類型	補助上限額	補助率	概要
通常枠	50万円	2/3	小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
賃金引上げ枠※			販路開拓の取り組みに加え、事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上（既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+50円以上）とする小規模事業者 ※ 賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に引上げるとともに加点の対象
卒業枠	200万円	2/3※	販路開拓の取り組みに加え、雇用を増やし小規模事業者として定義する従業員数を超えて事業規模を拡大する事業者
後継者支援枠			販路開拓の取り組みに加え、申請時において「アツギ甲子園」のファイナリスト及び準ファイナリストになった小規模事業者
創業枠			産業競争力強化法に基づく「認定市区町村等が実施する特定創業支援等事業の支援」を締切時から起算して過去3か年の間に受け、同期間に内に開業した小規模事業者
インボイス特例	上記補助上限額に 最大50万円上乗せ		2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者及び2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた（又は登録申請手続き中の）小規模事業者

～商工会は、経営支援事業を通じて事業者の明日に貢献します～

お問い合わせ先

長浜市商工会 ☎0749-78-2121

「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助**！
- 補助額は**最大450万円/者**、補助率は**1/2～4/5**！

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・10月1日から開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、**受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

複数社連携IT導入枠

- ・**10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等**を支援します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

枠/ 類型	通常枠	インボイス枠 (インボイス対応に活用可能!)				複数社連携IT導入枠	セキュリティ 対策推進 枠	
		電子取引類型	インボイス対応類型					
補助 事業者	中小企業・ 小規模事業者等		大企業 等	中小企業・ 小規模事業者等				
補助額	5万円 ~ 150万 円 未満	150万 円~ 450万 円 以下	インボイス制度に 対応した 受発注ソフト	インボイス制度に 対応した会計・受 発注・決済ソフト	PC・ タブレッ ト等	レジ・ 券売機 等	(1)インボイス枠インボイス対応 類型の対象経費 (左記同様) (2)消費動向等分析経費 ^(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ~ 100万円
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5 、3/4 (※2)	2/3 (※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応 類型と同様 (2)・(3) 2/3
補助 対象 経費	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費	クラウド利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費					サービスセキュリティサービス利 用料(最大 2年分) (※4)

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。

(※2)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4 (小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。

(※4) (独) 情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

<活用例>

インボイス枠

- ・インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！

<今後のスケジュール>

・通常枠、セキュリティ対策推進枠、

インボイス枠(電子取引類型)

第1次締切 3月15日(予定)

第2次締切 4月15日(予定)

第3次締切 5月20日(予定)

・インボイス枠(インボイス対応類型)

第1次締切 3月15日(予定)

第2次締切 3月29日(予定)

第3次締切 4月15日(予定)

第4次締切 4月30日(予定)

第5次締切 5月20日(予定)

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

・複数社連携IT導入枠

第1次締切 4月15日(予定)

※準備が整い次第、速やかに公募を開始。詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。



長浜サテライト
開設記念第9弾

滋賀県よろず支援拠点

参加費無料！

小さな工場

小さな会社

小さな店舗

2月

小さな事業所応援セミナー

小さな工場やお店、IT活用をしたい小さな会社のために、売上向上に
すぐに役立つミニセミナーを開催します！ぜひご参加ください。

会場＆オンライン参加可

2024年1月・2月・3月 連続開催

申込は各QRコードから



製造業向け

2月9日(金)
15:00～
16:00



効率作業を追い求める！ 小さな工場の業務改善の具体的手法

業務改善はチームで取り組んでこそ標準化と合理化は進みます。しかし、その進め方はあまり知られていません。そこで今回は、作業手順を見直すECRSとスマホを使った作業時間を割り出すタイムスタディという業務改善手法をお伝えします。



担当コーディネーター
西本 文雄

会場：定員15名※オンライン参加可
米原市商工会 米原市役所 3階会議室3D
(米原市米原1016)



IT活用

2月16日(金)
15:00～
16:00



1時間で分かる！アプリ活用講座 VREWを活用して簡単にサクッと販促動画をつくろう

販促動画を編集するには手間がかかります。ところが、VREWを使うと、タイトルを指示するだけで、動画を作成することも可能です。このアプリを使って、小さな事業所が手間をかけずに動画を作成するためのノウハウをお伝えします。



担当コーディネーター
乾 龍夫

会場：定員15名※オンライン参加可
長浜商工会議所 第1会議室(2F)
(長浜市高田町12-34 さざなみタウン内)



商業向け

2月21日(水)
15:00～
16:00



リアル店舗の効果的なチラシとは！ ～つくり方から配布方法まで～

何となくちらしを作って、何となく配布していませんか？お客様の目につくチラシのつくり方、効果的な配布のポイントについてお話しします。チラシを見直して売上アップしましょう！



担当コーディネーター
川崎 ますみ

会場：定員15名※オンライン参加可
長浜商工会議所 第1会議室(2F)
(長浜市高田町12-34 さざなみタウン内)



<よろず支援拠点とは>

中小企業、小規模事業者の皆様からの経営上のあらゆる相談にお応えするために、国が設置した無料の経営相談所で滋賀では、(公財)滋賀県産業支援プラザが実施機関として運営しています。拠点には、多様な分野に精通した専門家が在籍し、経営上の悩みに親身に耳を傾け、抱えている悩みの本質的な課題を明確化するとともに、適切な解決策を提案します。さらに、解決策の提示にとどまらず、成果が出るまで、寄り添うようにフォローアップします。

【お問合せ先】

526-0037 滋賀県長浜市高田町12-34

滋賀県よろず支援拠点 長浜サテライト(一般社団法人 長浜ビジネスサポート協議会内)TEL 0749-63-7333

【主催・運営】

520-0806 滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階

滋賀県よろず支援拠点 (公益財団法人滋賀県産業支援プラザ内)

TEL 077-511-1425 FAX 077-511-1418 Eメール yorozu@shigaplaza.or.jp



よろずホームページ



長浜サテライト
開設記念第10弾

滋賀県よろず支援拠点

参加費無料！

小さな工場

小さな会社

小さな店舗

3月

小さな事業所応援セミナー

小さな工場やお店、IT活用をしたい小さな会社のために、売上向上に
すぐに役立つミニセミナーを開催します！ぜひご参加ください。

会場＆オンライン参加可

2024年1月・2月・3月 連続開催

申込は各QRコードから



製造業向け

3月11日(月)
15:00～
16:00



人工知能はこう使う！ 小さな工場のAI活用の具体例

人工知能の発展は目を見張るものがありますが、それを使いこなす製造業はまだ一部です。そこで今回は、実際に製造業で使われているAI活用の具体例をお伝えすることで、その利便性と活用を検討するきっかけを提供します。



担当コーディネーター
西本 文雄

＜会場：定員15名＞※オンライン参加可
長浜商工会議所 フューチャールーム(1F)
(長浜市高田町12-34 さざなみタウン内)



商業向け

3月18日(月)
15:00～
16:00



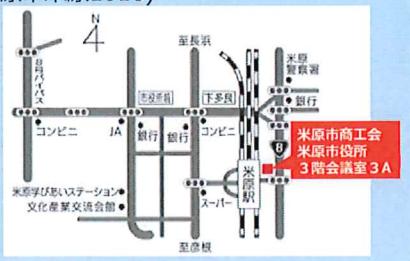
次年度に生かす！ 確定申告後の改善目標

確定申告が終わってほっとしましたね。せっかくなので、確定申告書の数字を見ながら昨年度の振り返りをしましょう。次年度はどこを改善したらいいのか、そのために何をすべきか考え、来年はもっといい年にしましょう。



担当コーディネーター
川崎 ますみ

＜会場：定員15名＞※オンライン参加可
米原市商工会 米原市役所 3階会議室3A
(米原市米原1016)



IT活用

3月28日(木)
13:30～
14:30



1時間で分かる！アプリ活用講座 Instagramを使って効果的に投稿を拡散しよう

Instagramの最新の公式見解によると、フィード投稿、発見タブ、リール、ストーリーズなどで異なるランク付けの仕組みが利用されています。個々の仕組みを理解して、効果的に投稿を拡散させるためのノウハウをお伝えします。



担当コーディネーター
乾 龍夫

＜会場：定員15名＞※オンライン参加可
長浜市商工会 長浜市役所湖北支所
1-A会議室 (長浜市湖北町速水2745)



＜よろず支援拠点とは＞

中小企業、小規模事業者の皆様からの経営上のあらゆる相談にお応えするために、国が設置した無料の経営相談所で滋賀では、(公財)滋賀県産業支援プラザが実施機関として運営しています。拠点には、多様な分野に精通した専門家が在籍し、経営上の悩みに親身に耳を傾け、抱えている悩みの本質的な課題を明確化するとともに、適切な解決策を提案します。さらに、解決策の提示にとどまらず、成果が出るまで、寄り添うようにフォローアップします。

【お問合せ先】

526-0037 滋賀県長浜市高田町12-34

滋賀県よろず支援拠点 長浜サテライト(一般社団法人 長浜ビジネスサポート協議会内)TEL 0749-63-7333

【主催・運営】

520-0806 滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階

滋賀県よろず支援拠点 (公益財団法人滋賀県産業支援プラザ内)

TEL 077-511-1425 FAX 077-511-1418 Eメール yorozu@shigaplaza.or.jp



よろずホームページ

資料提供

提供年月日	令和6年1月12日（金）
組織名	びわ湖・近江路観光圏活性化協議会
担当	米原市シティセールス課 酒居・北川
連絡先	0749-53-5140

第11回「三成めし」認定審査の実施について

長浜市、米原市、彦根市の3市で構成するびわ湖・近江路観光圏活性化協議会（会長：平尾道雄　米原市長）は、当地ゆかりの武将である石田三成公にスポットを当て、様々な観光事業を展開しています。その事業の一環として、平成28年から「三成めし」事業を実施しており、本年度においても、石田三成公ゆかりの地としての認知度向上と更なる消費促進を図るため、新たな「三成めし」を募集します。

記

「三成めし」とは

石田三成公をテーマとした飲食メニュー（既存メニューでも可）。当協議会において審査ならびに認定を行い、認定された「三成めし」については、当協議会のパンフレットやインターネットなどを活用して、広くPRします。

認定数：累計77品目（現在販売は40品目）

応募方法

別紙募集要項を確認のうえ、所定の応募用紙に必要事項を記入し、写真を添えて、下記の応募先までEメールまたは郵送で提出。

※応募要領と応募用紙は、各市のホームページもしくは以下のウェブサイトからダウンロードできます。

「三成めし」サイト：<https://www.hikoneshi.com/jp/mitsunarimeshi>

長浜・米原・奥びわ湖を楽しむ観光情報サイト：https://kitabiwako.jp/post_51504

応募資格

長浜市、米原市、彦根市、関ヶ原町のいずれか、もしくは複数に事業所または営業所を有する事業者（飲食業者、飲食小売業者など）

今後のスケジュール

応募期間：令和6年1月15日（月）～3月1日（金）17時（必着）

結果発表：令和6年3月中旬　※合否に関わらず、郵送にて通知します。